

# 国立研究開発法人産業技術総合研究所ベンチャー技術移転促進措置実施規程

制定 平成17年2月1日 16規程第48号

最終改正 平成30年11月8日 30規程第17号 一部改正

## 目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 技術移転促進措置
  - 第1節 知的財産権に関する技術移転促進措置（第4条－第7条）
  - 第2節 施設等の使用に関する技術移転促進措置（第8条－第11条）
  - 第3節 相談及び情報提供に関する技術移転促進措置（第12条）
- 第3章 申請手続等（第13条－第17条）
- 第4章 実施状況等の確認等（第18条・第19条）
- 第5章 雑則（第20条－第23条）
- 附則

## 第1章 総則

（目的）

**第1条** この規程は、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）が行う研究所の研究成果を活用した事業を計画及び実施する法人等に対する技術移転を促進させるための措置の内容及びその取扱いを定めることにより、新たな産業を振興し、我が国の産業構造の変革を図り、もって持続可能な経済社会の発展へ貢献することを目的とする。

（定義）

**第2条** この規程において使用する用語のうち知的財産権に関わる用語については、国立研究開発法人産業技術総合研究所職務発明取扱規程（13規程第26号。以下「職務発明取扱規程」という。）において使用する用語の例による。

2 この規程において次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 研究成果 職務発明取扱規程第3条により研究所に帰属する知的財産権
- 二 法人等 自然人以外の者であつて、営利法人及び非営利法人（学校法人及び宗教法人を除く。）
- 三 ベンチャーキャピタル 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第2条第12項に規定する投資法人、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合等（技術移転促進措置の対象となる法人等）

**第3条** 研究所は、次に掲げる事項すべてに該当する法人等（以下「ベンチャー企業」という。）に対して、第2章の技術移転促進措置を行うことができる。

- 一 研究所の研究成果を活用した事業を実施するために必要な技術の開発力及び経営能力を

有している法人等

二 原則として設立した日から5年以内の法人等

## 第2章 技術移転促進措置

### 第1節 知的財産権に関する技術移転促進措置

#### 第4条 削除

(知的財産権の専用実施権等の設定等措置)

**第5条** 研究所は、ベンチャー企業に対し、研究所が所有する知的財産権について実施権の許諾及び専用実施権の設定（以下「専用実施権等の設定等」という。）を行うことができる。

2 研究所は、次に掲げる事項に該当する場合は、専用実施権等の設定等を行わない。

一 独占的な実施権の許諾

イ 知的財産権が産業界で広く活用されることを企図する場合

二 専用実施権の設定

イ 知的財産権が産業界で広く活用されることを企図する場合

ロ ベンチャー企業の行う事業が、研究所が所有する知的財産権の実施権を第三者に許諾することを目的としているものと判断した場合。ただし、ベンチャー企業の行う事業において合理的に必要であると研究所が判断した場合は、この限りではない。

ハ ベンチャー企業が、専用実施権を実施するために必要な能力、体制等を有していないと判断した場合。ただし、ベンチャー企業が、当該専用実施権を実施するために必要な能力、体制等を補うものとして、研究所が指定した弁護士等を当該企業の代理人とした場合は、この限りではない。

3 研究所は、ベンチャー企業の専用実施権等の設定等の期間を、第14条第1項に規定する審査の結果に基づき決定する。

4 研究所は、ベンチャー企業が専用実施権等の設定等の期間の延長を希望する場合には、第14条第1項に規定する審査の結果に基づき、当該期間を延長することができる。

5 研究所は、独占的な実施権の許諾及び専用実施権の設定の措置を受けるベンチャー企業に対し、前二項の期間において発生する研究所が所有する知的財産権の管理費用（特許庁等の登録機関に係る費用及び外部弁理士に係る費用をいう。以下「管理費用」という。）について、研究所の持分の割合に応じた額の全額を負担させる。

6 研究所は、第15条の技術移転促進措置通知書を最初に交付した日（以下「初回交付日」という。）から3年以内に限り、前項の規定に基づきベンチャー企業が負担する管理費用の額を減免することができる。

(再実施許諾権の許諾措置)

**第6条** 研究所は、ベンチャー企業に対し、研究所が所有する知的財産権について、通常実施権の許諾に併せて、再実施許諾権を許諾することができる。ただし、研究所は、次に掲げる事項に該当する場合は、再実施許諾権を許諾しない。

一 ベンチャー企業の行う事業が、研究所が所有する知的財産権の実施権を第三者に許諾することを目的としているものと判断した場合。ただし、ベンチャー企業の行う事業において合理的に必要であると研究所が判断した場合は、この限りではない。

二 ベンチャー企業が、再実施許諾権を実施するために必要な能力、体制等を有していないと判断した場合。ただし、ベンチャー企業が、当該再実施許諾権を実施するために必要な能力、体制等を補うものとして、研究所が指定した弁護士等を当該企業の代理人とした場合は、この限りではない。

2 研究所は、再実施許諾権の許諾期間を、第14条第1項に規定する審査の結果に基づき決定する。

3 研究所は、ベンチャー企業が再実施許諾権の許諾期間の延長を希望する場合には、第14条第1項に規定する審査の結果に基づき、当該期間を延長することができる。

(実施権の許諾に係る契約時一時金減免措置)

**第7条** 研究所は、ベンチャー企業に対し、研究所が所有する知的財産権の許諾に係る契約時一時金（ノウハウ等の開示が必要な場合においては、当該ノウハウ等の開示に対する開示料を含む。）を減免することができる。

2 前項に規定する減免の期間は、初回交付日から5年以内とする。

#### **第2節 施設等の使用に関する技術移転促進措置**

(施設等及び研究装置等の使用許可及び軽減措置)

**第8条** 研究所は、ベンチャー企業に対し、研究所の施設等及び研究装置等の使用を許可することができる。この場合において、ベンチャー企業の施設等及び研究装置等の使用に関し必要な事項及び手続の細目については、有形固定資産等管理要領（20要領第3号）及び連携研究等経費算定要領（19要領第15号）の定めるところによる。

2 研究所は、前項の規定による施設等及び研究装置等の使用について徴収する経費のうち、有形固定資産等管理要領に定める使用料（以下「使用料」という。）については、使用料の額に75%を乗じて得た額を減額することができる。

3 第1項に規定する施設等及び研究装置等の使用許可の期間は、初回交付日から原則5年以内とする。

4 第1項の規定により使用の許可を受けたベンチャー企業が、前項の期間の延長を希望する場合には、研究所は、第14条第1項に規定する審査の結果に基づき、前項の期間を初回交付日から10年以内で延長することができる。ただし、第2項の規定の適用については、初回交付日から5年以内とする。

5 研究所は、第1項の規定による施設等及び研究装置等の使用について徴収する経費の納付期限について、ベンチャー企業より、研究所が指定する期日までに書面により申し出があった場合であって、研究所が特に必要と認めるときは、当該納付期限を、当該施設等及び研究装置等の使用に係る契約の満了の日まで延長し、延長した期間内で全額又は分割により徴収することができる。

6 研究所は、前項の申し出を認めたときは、書面により通知するものとする。

#### **第9条 削除**

(研究員等の受入許可及び軽減措置)

**第10条** 研究所は、研究所の業務に支障を及ぼさない範囲内で、ベンチャー企業に所属する研究員及び研究支援者（以下「研究員等」という。）の受入を許可することができる。この場

合において、研究所は、連携研究等経費算定要領別表第3に定める人頭経費を徴収するものとする。

- 2 研究所は、前項の規定に基づき徴収する人頭経費については、第8条第2項の規定を準用し、減額することができる。
- 3 第1項に規定する研究員等の受入許可の期間及び期間延長の手続等については、第8条第3項及び第4項の規定を、第1項の規定に基づき徴収する人頭経費の納付期限については、第8条第5項及び第6項の規定を準用する。この場合において、第8条第3項及び第5項中「施設等及び研究装置等の使用」とあるのは「研究員等の受入」と読み替えるものとする。

## 第11条 削除

### 第3節 相談及び情報提供に関する技術移転促進措置

(専門家への相談及び情報提供措置)

第12条 研究所は、第1節の知的財産権に関する技術移転促進措置（以下「知的財産権に関する技術移転促進措置」という。）及び第2節の施設等の使用に関する技術移転促進措置（以下「施設等の使用に関する技術移転促進措置」という。）を受けるベンチャー企業に対し、研究所の業務に支障を及ぼさないと認める範囲で、次に掲げる措置を講じることができる。

- 一 法務、財務、税務、知的財産権等に係る、研究所が指定する専門家への相談
  - 二 研究所が開催するベンチャー支援関連の研修、セミナー等への参加及び研究所が行った市場調査、技術調査等の報告に関する情報の提供
- 2 第1項の措置を受けることができる期間は、初回交付日から原則5年以内とする。
  - 3 前項の期間の延長を希望する場合の手続き等については、第8条第4項の規定を準用する。

### 第3章 申請手続等

(技術移転促進措置の申請書等の提出)

第13条 技術移転促進措置を希望する法人等は、次の申請書等を研究所に提出しなければならない。

- 一 ベンチャー企業概況届（別紙様式第1）
- 二 知的財産権に関する技術移転促進措置については、知的財産権に関する技術移転促進措置申請書（別紙様式第2）
- 三 施設等の使用に関する技術移転促進措置については、施設等の使用に関する技術移転促進措置申請書（別紙様式第3）
- 四 法人等の概要（パンフレット等）
- 五 法人等の定款又は寄付行為等これに類する書面の写し
- 六 法人等の登記簿謄本又は履歴事項全部証明書の写し
- 七 法人等の役員組織図
- 八 事業報告（設立後事業報告前については、設立趣意書等）
- 九 株主名簿（株主毎の株数を記載）
- 十 事業計画書（研究所の研究成果の実施に係る事業を明記）
- 十一 法人等が国等から現在受けている支援措置の有無及び関係資料
- 十二 関係会社の有無、及び関係会社を有する場合はその関係並びに関係会社の概要

十三 実施する研究所の研究成果の概要及び証明書類

十四 その他研究所が指定する資料

- 2 現に技術移転促進措置を受けている法人等は、その措置の一部又は全部の終了を希望する場合には、技術移転促進措置終了申請書（別紙様式第4）を研究所に提出しなければならない。
- 3 現に技術移転促進措置を受けている法人等は、初回交付日から5年以内に限り、追加で技術移転促進措置の申請を行うことができる。
- 4 現に技術移転促進措置を受けている法人等は、第5条第4項、第6条第3項及び第8条第4項の規定により期間の延長を希望する場合には、原則として期間満了の60日前までに第1項の申請書等を研究所に提出しなければならない。
- 5 第2項から前項までの場合において、現に技術移転促進措置を受けている法人等は、第二回目以後の申請書等を提出する場合で、第1項第4号から第9号まで及び第11号から第13号までの申請書等のうち、その内容に変更がないものについては、第1項の規定にかかわらず、当該申請書等の提出を省略することができる。

（申請者等の審査）

**第14条** 研究所は、前条に定める申請書等を提出した法人等（以下「申請者」という。）が、ベンチャー企業であって、かつ、次に掲げる基準に該当するか否かについて審査を行うものとする。

- 一 公共の福祉及び公益の増進を損なうおそれがないこと。
  - 二 研究所の業務に支障を及ぼすおそれがないこと。
  - 三 申請者以外の法人等（ベンチャーキャピタルを除く。）が、申請者の経営を支配し、又は支配するおそれがないこと。
  - 四 その他研究所が定める基準に該当すること。
- 2 研究所は、申請者が第3条の要件を満たさなくなった場合及び前項各号の基準に該当しなくなった場合には、申請者の経営状況、成長性等を総合的に勘案し、前項について再審査を行い、技術移転促進措置の一部又は全部を取り消すことができる。

（ベンチャー技術移転促進措置審査委員会）

**第14条の2** 研究所に、ベンチャー技術移転促進措置審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、申請者について、前条の基準に該当するか否かを審査し、審査終了後、速やかに研究所に審査結果を報告する。
- 3 この規程に定めるもののほか、委員会の組織、運営等について必要な事項は、要領で定める。

（技術移転促進措置通知書等の交付）

**第15条** 研究所は、委員会の審査の結果、申請者が第3条の法人等に該当し、かつ、第14条第1項の基準に該当すると判断した場合には、技術移転促進措置通知書（別紙様式第5）若しくは技術移転促進措置終了通知書（様式第6）を交付し、申請者が第14条第1項の基準の一部又は全部が該当しないと判断した場合又は第14条第2項の規定により技術移転促進措置の

一部若しくは全部を取り消すと判断した場合には、技術移転促進措置の一部又は全部を行わない旨の通知書（別紙様式第7）を交付する。

（申請内容の変更）

**第16条** 現に技術移転促進措置を受けている法人等は、既に提出しているベンチャー企業概況届及び当該法人等に係る資料に変更が生じた場合には、速やかに変更部分に係る資料を研究所に提出しなければならない。

（産総研技術移転ベンチャーの称号等）

**第17条** 研究所は、現に技術移転促進措置を受けている法人等に対し、産総研技術移転ベンチャーの称号を付与することができる。

- 2 産総研技術移転ベンチャーの略称は、産総研発ベンチャーとする。
- 3 研究所は、産総研技術移転ベンチャーに対し、当該産総研技術移転ベンチャーが販売する製品等が研究所に係る知的財産権の実施である旨を、産総研技術移転ベンチャーに係る会社紹介のパンフレット、ホームページ、製品等のカタログ及びパンフレット等に表示させるよう努める。
- 4 研究所は、産総研技術移転ベンチャーに対し、産総研技術移転ベンチャー称号付与状（別紙様式第8）を交付する。
- 5 研究所は、産総研技術移転ベンチャーに対し、別に定める標章の使用を許諾することができる。
- 6 研究所は、技術移転促進措置の期間が満了した法人等から、「産総研技術移転ベンチャー」称号使用許可申請書（別紙様式第9）の提出があった場合には、当該法人等が第3条第1号及び第14条第1項各号の基準に該当するか否かを審査し、これに該当すると判断した場合には、産総研技術移転ベンチャーの称号の使用を許可することができる。
- 7 研究所は、前項の許可を行う場合には、当該法人等に対し、産総研技術移転ベンチャー称号使用許可状（別紙様式第8）を交付する。
- 8 研究所は、第6項の許可を取り消す場合には、第14条第2項の規定を準用する。この場合において、「申請者」とあるのは「技術移転促進措置の期間が満了した法人等」と、「技術移転促進措置の一部又は全部」とあるのは「産総研技術移転ベンチャーの称号」と読み替えるものとする。

#### 第4章 実施状況等の確認等

（実施状況等の確認）

**第18条** 研究所は、研究所が必要と認める場合には、産総研技術移転ベンチャーに対し、事業実施状況、経営状況及びその他の事項について報告書の提出等を求めることができる。

（技術移転促進措置の取り消し及び事実の公表）

**第19条** 研究所は、産総研技術移転ベンチャーの企業活動が、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該産総研技術移転ベンチャーに対し、技術移転促進措置の一部又は全部を取り消すこと及び産総研技術移転ベンチャー称号付与状を返還させることができる。また、併せて、これらの事実を公表することができる。

- 一 公共の福祉又は公益の増進を損なった場合

- 二 研究所の業務に支障を来した場合
- 三 研究所の信用を失墜させた場合
- 四 研究所の指示した諸規程、規則等を遵守しなかった場合
- 五 研究所の業務上、運営上の指示に従わなかった場合
- 六 研究所の研究成果に係る実施化を行わない又は行えない場合
- 七 研究所との契約を遵守しない場合
- 八 研究所が必要と認める範囲で協力を求めるベンチャー企業創業プロセスに係る研究業務等のための調査、又は前条に規定する報告書の提出等を、正当な理由なく拒絶した場合
- 九 破産、民事再生手続、特別清算又は会社更生手続きの申し立てがあったとき
- 十 その他、第2章の技術移転促進措置を取り消すこと及び称号付与状を返還させることが相当である場合

## 第5章 雑則

(買収等による知的財産権の取扱)

**第20条** 研究所は、知的財産権に関する技術移転促進措置を受けた産総研技術移転ベンチャーを買収しようとする企業に対し、原則として、研究所が必要と認める範囲での知的財産権の実施に係る権利義務の承継を認めるものとする。

(その他技術移転促進措置)

**第21条** 研究所は、特に必要と認めるときは、関係部署で協議のうえ、第2章の技術移転促進措置以外の技術移転促進措置を行うことができる。

(適用除外)

**第22条** 知的財産権の実施許諾及び譲渡に関する規程(13規程第15号)第3条第2項の規定は、この規程により技術移転促進措置を受けた知的財産権については、適用しない。

(雑則)

**第23条** この規程に定めるもののほか、技術移転促進措置の実施に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則 (16規程第48号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成17年2月1日から施行する。

(ベンチャー支援実施要領の廃止)

- 2 ベンチャー支援実施要領(14要領第8号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この規程の施行前にベンチャー支援実施要領第7条第1項により実施した支援措置は、なお従前の例による。

## 附 則 (17規程第95号・一部改正)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

## 附 則 (18規程第22号・一部改正)

この規程は、平成18年6月1日から施行する。

**附 則（19規程第12号・一部改正）**

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則（19規程第23号・一部改正）**

この規程は、平成19年5月1日から施行する。

**附 則（19規程第46号・一部改正）**

この規程は、平成20年1月1日から施行する。

**附 則（22規程第68号・一部改正）**

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

**附 則（24規程第16号・一部改正）**

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則（25規程第2号・一部改正）**

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則（26規程第71号・一部改正）**

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則（27規程第28号・一部改正）**

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則（28規程第57号・一部改正）**

（施行期日）

**第1条** この規程は、平成28年8月1日から施行する。

（経過措置）

**第2条** この規程の施行の際現に技術移転促進措置を受けている法人等が負担する知的財産権の管理費用については、第5条第5項及び第6項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則（30規程第17号・一部改正）**

（施行期日）

**第1条** この規程は、平成30年11月8日から施行する。

（経過措置）

**第2条** この規程の施行の際現にこの規程による改正前の国立研究開発法人産業技術総合研究所ベンチャー技術移転促進措置実施規程（16規程第48号。以下「旧規程」という。）に基づき行った技術移転促進措置の期間は、原則として、当該期間が満了する日又は平成31年3月31日のいずれか早い日までの間とする。ただし、当該期間の末日が平成31年3月31日後である場合において、研究所が特に必要があると認めるときは、旧規程に基づき行った技術移転促進措置の期間までの間に限り、当該措置を継続することができる。

別紙様式第1

平成 年 月 日

ベンチャー企業概況届

国立研究開発法人産業技術総合研究所  
理事長名

申請者 会社名  
代表者名 印

ベンチャー技術移転促進措置実施規程第13条第1項第1号に基づき、下記のとおりベンチャー企業概況を届け出ます。

記

1. 法人等設立年月日（設立5年以内）

平成 年 月 日設立

2. 対象とする事業概要

3. 利用可能法人等である説明

4. 添付資料

別紙のとおり

5. 連絡先

(1) 担当者名

(2) 電話番号、FAX番号、E-mailアドレス

(3) 住所

平成 年 月 日

知的財産権等に関する技術移転促進措置申請書

国立研究開発法人産業技術総合研究所

理事長名

申請者 会社名

代表者名

印

ベンチャー技術移転促進措置実施規程第13条第1項第2号に基づき、下記のとおり知的財産権等に関する技術移転促進措置を申請します。

記

1. 希望する技術移転促進措置の内容

(専用実施権の設定措置を希望する場合)

第5条に基づき、専用実施権の設定を希望します。

知的財産権の表示：

研究成果を創出した兼業者又は出資者名：

専用実施権の設定を希望する理由：

希望設定期間：

(実施権の許諾を希望する場合)

第5条に基づき、実施権の許諾を希望します。

知的財産権の表示：

研究成果を創出した兼業者又は出資者名：

実施権の許諾等を希望する理由：

希望許諾期間：

(知的財産権の管理費用減免を希望する場合)

第5条第6項に基づき、知的財産権の管理費用減免を希望します。

知的財産権の表示：

研究成果を創出した兼業者且つ出資者名：

管理費用減免希望期間：

(再実施許諾権の許諾を希望する場合)

第6条に基づき、再実施許諾権の許諾を希望します。

知的財産権の表示：

研究成果を創出した兼業者又は出資者名：

再実施許諾権の許諾を希望する理由：

希望許諾期間：

(実施権の許諾に係る契約時一時金減免を希望する場合)

第7条に基づく、実施権の許諾に係る契約時一時金（ノウハウ等の開示が必要な場合においては、当該ノウハウ等の開示に対する開示料を含む。）の減免を希望します。

知的財産権の表示：

研究成果を創出した兼業者又は出資者名：

## 2. その他参考となるべき事項

## 3. 措置を実施する場合の連絡先

(1) 担当者名

(2) 電話番号、FAX番号、E-mailアドレス

(3) 住所

平成 年 月 日

施設等の使用に関する技術移転促進措置申請書

国立研究開発法人産業技術総合研究所

理事長名

申請者 会社名

代表者名

印

ベンチャー技術移転促進措置実施規程第13条第1項第3号に基づき、下記のとおり施設等の使用に関する技術移転促進措置を申請します。

記

1. 希望する技術移転促進措置の内容

(施設等の使用許可及び軽減措置の場合)

第8条に基づき、以下の研究所施設の使用を希望します。

建物番号：

部屋番号：

使用希望面積：

資産管理番号：

使用希望期間：

(研究装置等の使用許可及び軽減措置の場合)

第8条に基づき、以下の研究所の研究装置等の使用を希望します。

研究装置等：

使用希望期間：

(研究員等の受入許可及び軽減措置の場合)

第10条に基づき、以下の研究員等の産総研への受入を希望します。

役職：

氏名：

受入希望期間：

2. その他参考となるべき事項

3. 措置を実施する場合の連絡先

(1) 担当者名

(2) 電話番号、FAX番号、E-mailアドレス

(3) 住所

平成 年 月 日

技術移転促進措置終了申請書

国立研究開発法人産業技術総合研究所

理事長名

申請者 会社名

代表者名

印

平成 年 月 日付技術移転促進措置通知書により受けた技術移転促進措置について、ベンチャー技術移転促進措置実施規程第13条第2項に基づき、下記のとおり技術移転促進措置の終了を申請します。

記

1. 技術移転促進措置の終了の内容

(専用実施権の設定措置の終了を希望する場合)

第5条に基づき、専用実施権の設定の終了を希望します。

知的財産権の表示：

研究成果を創出した事業者又は出資者名：

専用実施権の設定の終了を希望する理由：

終了希望日：

(実施権の許諾の終了を希望する場合)

第5条に基づき、実施権の許諾の終了を希望します。

知的財産権の表示：

発明等をなした者である兼業者名（元役職員の場合は、その氏名）

実施権の許諾の終了を希望する理由：

終了希望日：

(知的財産権の管理費用減免の終了を希望する場合)

第5条第6項に基づき、知的財産権の管理費用減免の終了を希望します。

知的財産権の表示：

研究成果を創出した兼業者且つ出資者名：

管理費用減免停止期間：

(再実施許諾権付実施権の許諾の終了を希望する場合)

第6条に基づく、再実施許諾権付実施権の許諾の終了を希望します。

知的財産権の表示：

研究成果を創出した兼業者又は出資者名：

再実施許諾権付実施権の許諾の終了を希望する理由：

終了希望日：

(施設等の使用許可及び軽減措置の場合)

第8条に基づく、以下の研究所施設の使用許可の終了を希望します。

建物番号：

部屋番号：

使用面積：

研究所施設の使用許可の終了を希望する理由：

終了希望日：

(研究装置等の使用許可及び軽減措置の場合)

第8条に基づく、以下の研究所の研究装置等の使用許可の終了を希望します。

研究装置等：

資産管理番号：

研究所の研究装置等の使用許可の終了を希望する理由：

終了希望日：

(研究員等の受入許可及び軽減措置の場合)

第10条に基づく、以下の研究員等の産総研への受入許可の終了を希望します。

役職：

氏名：

産総研への受入許可の終了を希望する理由：

終了希望日：

## 2. その他参考となるべき事項

## 3. 措置を実施する場合の連絡先

(1) 担当者名

(2) 電話番号、FAX番号、E-mailアドレス

(3) 住所

平成 年 月 日

技術移転促進措置通知書

申請者 会社名  
代表者名

国立研究開発法人産業技術総合研究所  
理事長名 印

平成 年 月 日付による申請については、ベンチャー技術移転促進措置実施規程第15条に基づき、下記のとおり措置することを通知します。

記

1. 技術移転促進措置の内容及び措置条件

(専用実施権の設定措置を行う場合)

第5条に基づき、専用実施権を設定します。

知的財産権の表示：

研究成果を創出した兼業者又は出資者名：

設定期間：

設定にあたっての条件：

第三者と実施許諾契約を締結する場合は、当該ベンチャー企業が契約を締結するに必要な能力・体制等を有することを条件とし、当該能力・体制等が不足していると研究所が判断した場合にあっては、必ず研究所が指定した弁護士等を代理人とすることを条件とする。

(実施権の許諾をする場合)

第5条に基づき、実施権を許諾します。

知的財産権の表示：

研究成果を創出した兼業者又は出資者名：

許諾期間：

許諾にあたっての条件：

(知的財産権の管理費用減免をする場合)

第5条第6項に基づく、知的財産権の管理費用の減免をします。

知的財産権の表示：

研究成果を創出した兼業者且つ出資者名：

管理費用減免期間：

(再実施許諾権の許諾をする場合)

第6条に基づく、再実施許諾権を許諾します。

知的財産権の表示：

研究成果を創出した兼業者又は出資者名：

許諾期間：

許諾にあたっての条件：

第三者と実施許諾契約を締結する場合は、当該ベンチャー企業が契約を締結するに必要な能力・体制等を有することを条件とし、当該能力・体制等が不足していると研究所が判断した場合にあっては、必ず研究所が指定した弁護士等を代理人とすることを条件とする。

(実施権の許諾に係る契約時一時金減免を希望する場合)

第7条に基づき、産総研の持分に対する実施料のうち、契約時一時金（ノウハウ等の開示が必要な場合においては、当該ノウハウ等の開示に対する開示料を含む。）を減免します。

知的財産権の表示：

研究成果を創出した兼業者又は出資者名：

優遇措置の条件：

(施設等の使用許可及び軽減措置の場合)

第8条に基づき、下記研究所施設の使用を許可します。

建物番号：

部屋番号：            室    (場所コード：            )

使用許可面積：        .        m<sup>2</sup>

使用許可期間：

軽減措置：使用料の額に75%を乗じて得た額

許可の条件：

(研究装置等の使用許可及び軽減措置の場合)

第8条に基づき、下記研究所の研究装置等の使用を許可します。

研究装置等：  
使用許可期間：  
許可の条件：

(研究員等の受入許可及び軽減措置の場合)

第10条に基づき、下記研究員等の産総研への受入を許可します。

役職：  
氏名：  
受入許可期間：  
別に定める研究所の規程等に従う場合  
軽減措置：人頭経費の額に75%を乗じて得た額  
許可等の条件：

## 2. その他措置を受けるための追加事項

当該措置を受ける場合は、研究所の指示に従い諸手続きを行うこと。

当該措置内容に変更を生じた場合、ベンチャー企業概況届に変更事項を生じた場合は、すみやかに研究所へ連絡すること。

当研究所で定めた規程等を遵守し、また、当研究所の規程等で定める費用負担を行うこと。

疑義が生じた場合は、協議するものとするが、協議が調わない場合は、当研究所の決定に従うこと。

第19条の規定に基づき技術移転促進措置を取り消された場合は、当研究所の決定に従うこと。

第14条第2項において再審査となった場合は、研究所の指示に従うこと。

平成 年 月 日

技術移転促進措置終了通知書

申請者 会社名  
代表者名

国立研究開発法人産業技術総合研究所  
理事長名 印

平成 年 月 日付による申請については、ベンチャー技術移転促進措置実施規程第15条に基づき、下記のとおり技術移転措置を終了することを通知します。

記

1. 技術移転促進措置の終了内容

(専用実施権の設定措置の終了の場合)

第5条に基づく、専用実施権の設定を終了する。

知的財産権の表示：

研究成果を創出した兼業者又は出資者名

(実施権の許諾の終了の場合)

第5条に基づく、実施権の許諾を終了する。

知的財産権の表示：

研究成果を創出した兼業者又は出資者名

(知的財産権の管理費用減免の終了の場合)

第5条第6項に基づく、知的財産権の管理費用の減免を終了します。

知的財産権の表示：

研究成果を創出した兼業者且つ出資者名：

管理費用減免の終了日：

(再実施許諾権付実施権の許諾の終了の場合)

第6条に基づく、再実施許諾権付実施権の許諾を終了する。

知的財産権の表示：

研究成果を創出した兼業者又は出資者名

(施設等の使用許可及び軽減措置の終了の場合)

第8条に基づく、以下の研究所施設の使用許可を終了する。

建物番号：

部屋番号：

使用許可面積：

(研究装置等の使用許可及び軽減措置の終了の場合)

第8条に基づく、以下の研究所の研究装置等の使用許可を終了する。

研究装置等：

資産管理番号：                    資産の名称（メーカー名）：

(研究員等の受入許可及び軽減措置の終了の場合)

第10条に基づく、以下の研究員等の産総研への受入許可を終了する。

役職：

氏名：

## 2. その他措置を受けるための追加事項

当該措置を受ける場合は、研究所の指示に従い諸手続きを行うこと。

当研究所で定めた規程等を遵守し、また、当研究所の規程等で定める費用負担を行うこと。

疑義が生じた場合は、協議するものとするが、協議が調わない場合は、当研究所の決定に従うこと。

別紙様式第7

平成 年 月 日

技術移転促進措置の一部又は全部を行わない旨の通知書

申請者 会社名  
代表者名

国立研究開発法人産業技術総合研究所  
理事長名 印

平成 年 月 日付による申請については、ベンチャー技術移転促進措置実施規程第15条に基づき、下記のとおり一部又は全部を行わない旨通知します。なお、当該通知に異議がある場合は、申し出てください。

記

1. 技術移転促進措置の一部又は全部を行わない内容及び理由

別紙様式第8（削除）

「産総研技術移転ベンチャー」称号付与／使用許可状

法人名：

代表者名：

称号付与対象事業名：

称号付与／使用許可対象期間：

(現に技術移転促進措置を受けている法人等の場合)

ベンチャー技術移転促進措置実施規程第17条第4項に基づき、貴法人が、国立研究開発法人産業技術総合研究所の研究成果を活用した事業を行う者に対して特別に講ずる技術移転促進措置の対象法人である証として、貴法人に「産総研技術移転ベンチャー」の称号を付与します。

(技術移転促進措置の期間が満了した法人等の場合)

ベンチャー技術移転促進措置実施規程第17条第7項に基づき、貴法人に対し、国立研究開発法人産業技術総合研究所の研究成果を活用した事業を行う者に対して特別に講ずる技術移転促進措置が満了した後も、引き続き「産総研技術移転ベンチャー」の称号を使用することを許可します。

平成 年 月 日

国立研究開発法人 産業技術総合研究所

理事長名

印

別紙様式第9

平成 年 月 日

「産総研技術移転ベンチャー」称号使用許可申請書

国立研究開発法人産業技術総合研究所  
理事長名

申請者 会社名  
代表者名 印

ベンチャー技術移転促進措置実施規程第17条第6項に基づき、下記のとおり「産総研技術移転ベンチャー」称号の使用許可を申請します。

記

1. 対象とする事業概要
2. 使用可能法人等である説明
3. 添付資料  
別紙のとおり
4. 連絡先
  - (1) 担当者名
  - (2) 電話番号、FAX番号、E-mailアドレス
  - (3) 住所